

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年12月から43年3月まで
②昭和47年4月から49年9月まで
③昭和59年1月から同年5月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。いずれの期間も免除申請を行っていたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、免除申請を行ったとしているが、申立期間のうち昭和41年1月から42年7月までの間は、申立人の夫は厚生年金保険適用事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していることから、免除を受けることはできない。また、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、申立人の国民年金手帳記号番号は43年8月以降に申立人の夫と連番で払い出されているが、制度上、その時期において申立期間①にさかのぼって免除を申請することはできない。

さらに、申立人は、夫の分と一緒に申立人が国民年金保険料の納付や申請免除の手続を行ったとしているが、申立期間①のうち、42年8月から43年3月までの間は、申立人の夫も未納であり、このほかに、申立人が免除申請を行ったことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

申立期間②について、申立期間のうち昭和48年4月から49年9月までの間、申立人の夫は免除の記録となっている。申立人と夫は申請免除の手続、保険料の納付を一緒に行ったとしており、社会保険庁の記録上も、

申立期間を除き免除申請、保険料の納付の期間は一致しており、48年4月から49年9月までの間のみ申立人が免除申請を行っていないのは不自然である。一方、申立期間のうち、47年4月から48年3月までの間は、申立人と夫は共に未納の記録となっており、免除申請を行ったことを裏付ける状況は認められない。

申立期間③について、社会保険庁の記録及びA市の被保険者名簿とも、申立人と夫はともに未納の記録となっている。加えて、申立人は、申立期間③について免除申請を行った時期等を明確に記憶しておらず、申立期間以外にも未納期間が散見されるなど、このほかに免除申請を行ったことを裏付ける状況は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年3月
②昭和54年12月
③昭和55年4月から同年6月まで
④昭和55年12月及び56年1月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。会社を退職した際、毎回、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所有する年金手帳によると、当初、未加入期間であったが、平成元年1月に国民年金の加入記録の訂正が行われたことにより、国民年金の加入期間とされ、未納となっている。このため、申立期間当時、納付書が発行されたとは考えられず、納付書により納付したとする申立人の主張は肯定できない。さらに、元年1月の時点では、申立期間①、②及び④については、時効により保険料を納付することはできない。

一方、申立期間③について、申立人は30回弱の国民年金、厚生年金保険の切替手続を行っているが、申立期間を除き適切に行われており、結婚（昭和39年3月）以降、納付書が発行された期間に関しては、申立期間③を除きすべて納付されており、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

加えて、原則、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、厚生

年金保険から国民年金に切り替えた際の1か月を除き、すべて保険料を納付しているほか、申立期間③についても、国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

昭和43年9月9日から45年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日となっており、同年3月が未加入の記録となっている。月末まで勤務したはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録から、申立人がA社に昭和45年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考えがたいことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から8年3月までの期間及び17年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年5月から8年3月まで
②平成17年9月から同年11月まで

申立期間①について、A市に居住し、同市内で銀行口座を開設して口座引き落とししていたはずである。申立期間②について、社会保険事務所に出向いて一括納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録、申立人が保有する年金手帳とも、初めて国民年金に加入したのは、平成16年7月16日となっており、申立期間は未加入となっているほか、当時住んでいたA市B区の国民年金収納リストにも申立人の記載は無い。

また、申立人が口座振替をしていたとするC銀行の申立人の口座について、出入金記録を同銀行に確認したところ、平成7年1月から8年3月までの間の記録が確認できたが、この間の国民年金保険料の口座振替による領収記録は無いとの回答であった。

申立期間②について、申立人は社会保険事務所から納付督促通知が送られていたため、社会保険事務所に出向いて納付したとしている。申立人に確認したところ、社会保険事務所での過年度納付は一回しか記憶が無いとしているが、申立期間の後の平成18年2月及び3月分を同年6月9日に過年度納付した記録があり、これと混同したものと考えられる。

さらに、未加入期間となっている申立期間②に対して、2度にわたり加

入勸奨が行われた記録があり、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月、同年10月、55年4月、同年5月、同年11月、同年12月、56年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年9月及び同年10月
②昭和55年4月及び同年5月
③昭和55年11月及び同年12月
④昭和56年8月及び同年9月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和54年4月にA市の給食センターに臨時で採用されたが、1年のうち2か月は雇用が切れ、厚生年金保険の資格を喪失するため、そのたびに自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の回答書及び社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和54年4月から60年3月まで同市給食センターで臨時的任用職員として勤務し、申立期間を除いて同市総務課で厚生年金保険に加入していたことが確認できるが、申立期間については未加入となっている。

申立人は、給食センターの厚生年金保険が資格喪失するたびに、市役所に出向き国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未加入となっており、申立期間4回すべての事務処理を行政が立て続けに誤ることも考えにくい。

また、申立人は当時の同僚4名を挙げており、申立人と同時期に給食センターでの厚生年金保険が資格喪失していることが確認できるが、同僚4名とも申立期間に国民年金へ加入しておらず、申立人が国民年金に加入していたことを裏付ける証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は昭和41年1月から平成6年10月まで継続してA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立期間について、保険料を納付していたことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、59年1月から同年5月までの期間及び平成元年10月から2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年4月から48年3月まで
②昭和59年1月から同年5月まで
③平成元年10月から2年9月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。いずれの期間も納付したはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と一緒に申請免除の申請や保険料の納付を行ったとしており、社会保険庁の記録も、婚姻後の両者の納付記録はおおむね一致し、すべての申立期間において申立人の妻も未納となっており、申立てを裏付ける事情は認められない。

また、申立期間のうち、申立期間①、②について、申立人は、妻が国民年金保険料を納付したとしている一方、申立人の妻は免除を受けていたとして記録訂正の申立てを行っており、申立期間③については、申立人は妻が保険料を納付したとしている一方、申立人の妻は未納となっているが、記録訂正の申立てを行っていないなど、夫婦で主張が相違しており、申立人が国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年9月まで

20歳(昭和43年5月)になったら国民年金に加入しなければならぬと思い、市役所で加入手続を行い、保険料を納付してきたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在保有する国民年金手帳(カーキ色)の記号番号が払い出されたのは、昭和46年7月以降であり、資格取得も同月とされていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。また、申立人によれば、保険料をまとめて納付した記憶、社会保険事務所からの請求等の記憶は無いとしている。

さらに、申立人によれば、20歳になった時にA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、ベージュ色の国民年金手帳をもらったものの、昭和58年に知人と一緒に市役所へ国民年金の相談に行き、その後処分したとしているが、A社会保険事務所において申立期間当時の国民年金手帳記号番号の払出簿には申立人と思われる記録は無い。

加えて、申立人は、申立期間当時の状況や昭和58年に市役所へ年金相談に行った際の状況を知る人物として複数名の名前を覚えており、当委員会で確認したが、申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していたこと、及び国民年金手帳が2冊あったことを裏付ける証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認

めることはできない。